

法律等の構造**行政機関が行う政策の評価に関する法律**

第 1 章 総則

第 1 条 目的

第 2 条 定義

第 3 条 政策評価の在り方

第 4 条 評価結果の取扱い

第 2 章 政策評価に関する基本方針

第 5 条 基本方針

第 3 章 行政機関が行う政策評価

第 6 条 基本計画

第 7 条 実施計画

第 8 条 事後評価の実施

第 9 条 事前評価の実施

第 10 条 評価書の作成

第 11 条 政策への反映状況

第 4 章 総務省が行う政策の評価

第 12 条 総務省の評価

第 13 条 総務省の評価の計画

第 14 条 計画に基づく評価

第 15 条 調査権限

第 16 条 評価書の作成

第 17 条 勧告

第 18 条 評価監視との連携

第 5 章 雑則

第 19 条 国会報告

第 20 条 調査研究

第 21 条 情報の活用

第 22 条 所在情報の提供

政策評価に関する基本方針

前文

政策評価に関する基本計画の指針

- 1 政策評価の実施に関する基本的な方針
 - (1) 政策評価の実施に関する基本的な考え方
 - (2) 政策評価の方式
- 2 政策評価の観点に関する基本的な事項
- 3 政策効果の把握に関する基本的な事項
- 4 事前評価の実施に関する基本的な事項
- 5 事後評価の実施に関する基本的な事項
- 6 学識経験を有する者の知見の活用に関する基本的な事項
- 7 政策評価結果の政策への反映に関する基本的な事項
- 8 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する基本的な事項
- 9 その他政策評価の実施に関する重要事項
 - (1) 実施体制
 - (2) 国民の意見・要望を受け付けるための窓口の整備
 - (3) 地方公共団体との連携・協力

法第 20 条から第 22 条までの規定に基づく措置に関する事項

- 1 法第 20 条の規定に基づく措置
 - (1) 調査、研究及び開発の推進
 - (2) 職員の人材の確保及び資質の向上
- 2 法第 21 条の規定に基づく措置
- 3 法第 22 条の規定に基づく措置

その他政策評価を円滑かつ着実に実施するために必要な措置

- 1 連絡会議の開催
- 2 各行政機関が実施する政策評価及び総務省が実施する政策の評価
 - (1) 各行政機関及び総務省による評価の機能分担
 - (2) 各行政機関の評価活動
 - (3) 総務省の評価活動
- 3 基本方針の見直し

別紙

事業評価方式、実績評価方式、総合評価方式

政策評価に関する標準的ガイドライン

標準的ガイドラインの性格

第1 政策評価の目的及び基本的枠組み

- 1 目的
- 2 政策評価の基本的枠組み
 - (1) 「政策評価」の概念
 - (2) 評価の対象範囲
 - (3) 評価の実施主体

第2 政策評価の実施に当たっての基本的な考え方

- 1 評価の時点
- 2 評価の観点、一般基準等
- 3 評価の方式及び実施の考え方
 - (1) 評価の方式
 - (2) 事業評価
 - (3) 実績評価
 - (4) 総合評価
- 4 評価結果の政策への反映
- 5 評価結果等の公表

第3 各府省の政策評価

- 1 実施体制・組織
- 2 政策評価の実施要領の作成等

第4 総務省の政策評価

- 1 総務省の役割
- 2 政策評価の実施要領の作成等
- 3 行政評価・監視との関係

第5 その他

- (1) 政策評価関係部門の連携
- (2) 人材の養成・確保
- (3) 政策評価に関する所在情報の整備
- (4) 評価手法の調査研究
- (5) ガイドライン等の見直し

政策評価の実施に関するガイドライン(案) (仮称) の骨格

1 政策の体系化

- (1) 「政策(狭義)」、「施策」、「事務事業」の区分
- (2) 政策体系の明示
- (3) 重要政策に関する評価
- (4) 政策評価と予算・決算の連携強化

2 評価の方式

- (1) 事業評価方式
- (2) 実績評価方式
- (3) 総合評価方式

3 評価手法

4 学識経験者の知見の活用

5 評価書・要旨の作成

- (1) 評価書・要旨の役割分担
- (2) 評価書の作成に当たっての留意事項

6 評価結果の政策への反映

7 政策評価の基盤整備